

県南広域振興局長告示第108号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和7年10月31日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

1（1） 名称 北上市黒岩特定猟具使用禁止区域

（2） 区域 北上市地内の県道花巻北上線と市道馬場線との交点を起点とし、起点から県道花巻北上線を北東に進み市道3033002号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道3033006号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道万内線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道馬場線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

（4） 使用を禁止する特定猟具 銃器

2（1） 名称 遠野市上郷特定猟具使用禁止区域

（2） 区域 遠野市地内の国道283号と市道森の下宇南田線との交点を起点とし、起点から国道283号を西に進み市道林崎森の下線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道寺田林崎支線との交点に至り、同点から同市道を南に進み支道14号との交点に至り、同点から同支道を南に進み支道15号との交点に至り、同点から同支道を西に進み支道8－1号との交点に至り、同点から同支道を南に進み支道7－2号との交点に至り、同点から同支道を西に進み市道留場切掛線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み早瀬川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み市道赤羽根番屋線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道水上留場線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道留場切掛線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道上川原下川原線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み国道283号と国道340号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み市道平野原関口線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道関口赤川線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道赤川暮坪線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道暮坪川原線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道川原蛇野線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道大峰線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道森の下宇南田線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

（4） 使用を禁止する特定猟具 銃器

3（1） 名称 奥州市胆沢若柳愛宕特定猟具使用禁止区域

（2） 区域 奥州市地内の国道397号と県道花巻平泉線との交点を起点とし、起点から国道397号を東に進み市道愛宕3号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道愛宕堀通線との交点に至り、同点から同市道を西に進み県道花巻平泉線との交点に至り、同点から同県道を南東に進み穴山下堰用水路との交点に至り、同点から同用水路を北西に進み更に西に進み愛宕ため池堰堤及びその延長線との交点に至り、同点から同堰堤及びその延長線を北に進み胆沢第二発電所送水管との交点に至り、同点から同送水管を東に進み市道下鹿合愛宕線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道愛宕2号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道愛宕堰袋線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み県道花巻平泉線との交点に至り、同点から同県道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

（4） 使用を禁止する特定猟具 銃器

4（1） 名称 奥州市胆沢小山高橋特定猟具使用禁止区域

（2） 区域 奥州市地内の県道衣川水沢線と寿安中堰との交点を起点とし、起点から県道衣川水沢線を北に進み更に南東に進み更に東に進み市道駒堂館線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道高緑北峠線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道北峠線との交点に至り、同点から同市道を南に進み県道衣川水沢線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み

市道南峠下野中2号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道下野中2号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道北町峠線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道下野中3号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道道場前大畑線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道前大畑大堤線との交点に至り、同点から同市道を南に進み寿安中堰との交点に至り、同点から同水路を西に進み更に北西に進み県道衣川水沢線との交点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

5(1) 名称 奥州市衣川中山特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市地内の市道中山線と市道十一ヶ銘滝の沢線との交点を起点とし、起点から市道中山線を南西に進み更に西に進み更に南西に進み更に北西に進み更に北に進み更に北西に進み民有林4041林班と民有林4042林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み民有林4041林班と民有林4044林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み民有林4041林班と民有林4045林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み民有林4041林班と民有林4046林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み北沢川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み市道十一ヶ銘滝の沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

6(1) 名称 奥州市衣川古戸特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市地内の県道衣川水沢線と市道古戸1号線との交点を起点とし、起点から県道衣川水沢線を北に進み市道長根1号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み県道衣川前沢線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み市道古戸1号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

7(1) 名称 一関市大東町大原特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 一関市大東町地内の国道343号と市道水かけ祭り線との交点を起点とし、起点から国道343号を西に進み市道大原本郷線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道大原浜民線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道山吹線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道西山笠置線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道川内本線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道川内長泉寺先線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道大原世田米線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道中島住宅線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道水かけ祭り線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器